○農林水産省告示第八百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　奈良県奈良市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　公衆の保健

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び奈良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字赤沢字大口原六七八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町山口字黒岩山三九〇三、三九〇四の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町木伏字大久保一四〇二の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県相馬郡新地町谷地小屋字南狼沢二三七の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県喜多方市上三宮町吉川字山ノ神六二一二の一、六二一二の二、六二一三の一、六二一三の二、六二一四、六二一五の一、六二一六の一、六二一七、六二一八、六二八七の一、六二八八から六三〇七まで、六三〇八の一、六三〇八の三、六三〇九の一、六三〇九の四、六三一〇の一、六三一〇の四、六三一一の一、六三一一の二、六三一一の四、六三一二の五、六三一四から六三三九まで、六三四〇の一、六三四〇の二、六三四一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ神六三一一の一、六三一一の四、六三一二の一、六三一二の二、六三一二の四、六三一二の五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県喜多方市岩月町入田付字古屋敷六〇八〇から六一四一まで、六〇九三の二、七九九六のイ、七九九六の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）